

シンポジウム／「世間」という問いから

## 新聞紙面上の離婚相談に見る

### 「世間」の変容

野田 潤

本稿では新聞紙面上の離婚相談の語りの変容を通じて、「世間」の変容について考えてみたい。筆者の普段の専門は社会学であり、色々と不勉強・不十分な点も多いことと思うが、他領域からの「試み」として御寛恕いただければ幸いである。

#### 1. 対象と方法

分析対象は、読売新聞「人生案内」に一九一四～二〇〇七年に掲載された、子のいる離婚をめぐる相談・回答とする。<sup>(1)</sup>

「人生案内」は、当初は「身の上相談」の名で、一九一四年五月三日に掲載開始された。戦中戦後に数度の中断期間を経た後、一九四九年一月二七日に「人生案内」として復活してからは、現在までほぼ週六日の頻度で掲載され続けている。

匿名投稿欄である「人生案内」は、肉声や対面によるコミュニケーションではない。しかしその性質上、各相談は人々の生活実践としての、非常に個別具体的な悩みの語りであり、各回

答もまた各々の相談にそのつど対応した、個別の応答の語りである。さらに相談・回答の双方が発話を模した文体で書かれている。その意味で、文書記録ではあるが、一般の新聞記事よりはかなり人々の「語り」「話」に近い要素を持つと思われる。

「人生案内」を分析対象とする最大の利点は、一世紀近く同一のコラムとして連載されてきたため、通時的分析に適している点である。一方バイアスとしては、相談者の嘘や編集の影響が考えられるが、「どのような嘘をつくか／どのような形に編集するか」自体が「どのような語りが場にふさわしい」とされていたか」を表しているため、語りの場を分析する本稿にとつては十分意味がある。また回答者の性格による偏りも考慮すべき点だが、長年担当している回答者は時流に沿って回答内容を変えており、時代による影響が予想以上に大きい。

#### 2. 具体的な固有名と不可分な生活実践の場としての

##### 「身の上相談」（一九一四～一九二〇年代初頭）

大正期には、相談者と読者に直接の相互行為が生じることを前提にした相談・回答が頻出する。この時期は「神田」「本所」などの具体的地名や、実名の一部らしき名での相談も多い。

私は薄給の腰弁ですが理あつて夫婦別れをしたために、数年三つになる男の児を抱へて弱つてゐます。「…」私も一人身の薄給で大に困りますから、どなたか恵深い方に此児を貰

つていたゞきたいと思ひます（神田生）

どなたか読者さんの内に、こういふ子供を貰つて育て、見やうと思ふ方はありませんか、若し有りましたら本社に御紹介下さい、御世話を致します。（記者）「一九一四年五月三日」

私に六歳の可愛らしい女の児があります。先夫の子故、兎角家庭に厄介がられますので、慈悲深い方に差し上げたいと思ひますが、貰つて下さる方はないでせうか（ぬい女）  
どなたか貰つてあげて下さい（記者）「一九一四年九月一六日」

問題解決の手段として、読み手との直接の相互行為を期するこの種の実践的な相談・回答は、特に最初の二年間に極めて多い。その後はやや減るが、一九二〇年代初め頃までは存在し続けている。当時の人々が、新聞の投書欄に、顔の見える固有名的な関係としての「世間」を投影していた可能性を伺わせる。またここでは離婚の際に実子を里子に出す相談者が回答者から全く批判されていないことも、非常に興味深い。

ただし、この種の語りはやがて消えて行く。一九二四年三月三〇日、回答者に著名人を迎えるにあたって、「単純な個人的な且つ急を要する要件の御相談は避け」「一般家庭の問題、社会問題として価値ある事件」を投稿するように、との広告が掲載されたのは象徴的である。これは読売新聞が全国紙になるよりも早い時期であり、単純な読者数の拡大のみで説明できる変化ではない。紙面相談が個別問題ではなく一般問題を扱い始め、

固有名の世界から徐々に切り離されて行く過程のひとつとして解釈できるかもしれない。

### 3. 「読者一般」への規範を示す場としての

#### 「身の上相談／人生案内」（一九三〇～七〇年代）

一方、一九三〇年代からは、「子のために離婚を我慢すべきだ」「母の育児こそが重要だ」という二つの強い規範的語りが出現する。双方ともそれ以前には全く不在だった語りである。

なお、一九三〇年代に限っては大正期と同様に、「向島」「浅草」などの具体的地名や、本名の一部らしきものも記載されているが、回答者が一般論的な規範を強く相談者に提示している点で、相談・回答の形式は既に大正期とは大きく異なっている。

「…」Sは放蕩無頼で別れたい別れたいと思ふうちに子供が  
つぎ、と九人も産れたうとう廿九年といふ間辛い、月日  
を過しました「…」子供達も成長したし、私も四十の坂を越  
したし、過去の一切を清算して一人で生活して行かうと思ひ、  
今から六年前家を出「…」ました。「…」（向島の女）

なる程Sは放蕩無頼の徒であるやうです。けれどもだからと  
いつて子供達を残して無断でその妻が家出をしてしまったの  
では妻の手落ちになるのです。「…」（河崎ナツ）「一九三五  
年三月二七日」

「…」先夫との間には一人の子供があり、別れる時も「…」

子供は先夫の方へ連れて行つてしまひました。「…」先夫は私が今の夫に愛が無いのを知り「…」子供の為に今の夫と別れて一緒に暮してくれ、今度は君と別れる事等決してしないからと申します。「…」(悩める女より)

「…」ほんたうはあなたのご希望に賛成できないのですが、「子は両親の手に育成されてこそ最も幸福である」と云ふ「…」建前から、私は先夫の許へ復帰なさることに賛成いたします、併しあなたのいま執らうとしていらつしやる手段は卑怯で乱暴で最も排斥すべきことです。「…」此際のあなたの行動は、母としてお子さんの許へ帰るところにこそ正しさも尊さもあるのです、たゞ愛欲のためには絶対に許さるべきことではありません。(河崎ナツ)「一九三七年三月一九日」

こうした強い規範的回答は、相談者のみならず「読者一般」に対しても効果を持っている。その意味で「身の上相談」はここで匿名の「大衆」に向けての、ある種の規範準拠集団として機能し始めたと言えるだろう。その状況は戦後も同様である。

「…」五年前ある家へムコ養子として入籍、三年間は平凡に過ぎましたが、「…」家の中がうまくいかず、「…」ただ子供のためと思って我慢しているのです。「…」子供のため私の一生を台なしにしても婚家にとどまるべきか、それとも「…」離婚すべきかと迷っています。「…」(群馬・一男性)

「…」夫婦のころを一つにしていく努力こそ、子どもの父

母としての責任でしょう。父母がそろっていることが、そして父母が仲よくしていることが、子供を幸福にする第一の最大の条件であるというわかり切ったことを、ここで実行なさいますように念じます。(大浜英子)「一九五七年三月五日」

三十三歳、結婚九年目で二児の母親です。信じていた夫に愛する人ができたと告白されました。「…」(東京都・T子)  
「…」ご主人は確かに異常です。「…」しかし私としては、どんな事態になろうと、子どもの将来を考えれば、父母は離婚をすべきではなく、どんな犠牲を払っても子どもの幸福を守る義務があると考えます。(福島慶子)「一九六八年三月二二日」

ここでは個別具体的な解決策というより、「読者一般・社会全体」への規範的效果をもった「一般論的原则」としての回答が意識されているようだ。それは座談会からも裏付けられる。

美川きよ 新聞にのつたご本人以外からお礼を言われること  
もありますね。「…」

木々高太郎 それは人生案内の大事な役割だね。「…」

大浜英子 共通した悩みがあるから、一般読者にも参考に  
するわけですね。だからあまり特殊なケースはお気の毒だけ  
どボツにさせていただきます。(一九五八年二月二一日「回

答者座談会」)

大浜英子 今後の人生案内は社会が関心をもつような問題をとりに上げたい。社会に反映させて大きな解決への促進剤にすることが新聞の義務だと思いますね。(一九六三年二月二日「回答者座談会」)

しかし注意すべきはここでの「一般社会」が、「世間」とは異なるものだという点である。「人生案内」は、顔の見える「世間」には公開すらいけない問題を持ち込む場なのだ。

ともかく世間体を気にして隠しては解決はつかないのですから、人生案内など大いに利用すべきでしょう。

「一九五八年二月二日「回答者座談会」木々高太郎」

よく「家族や世間に知られるから新聞に出さないでほしい」と書いてあるけれど「…」。一九五九年二月二〇日「回答者座談会」小山いと子」

ここでの「人生案内」は、固有名と不可分な「世間」とは異なる、一般的・匿名的な原則を示す場とみなされていたようだ。なお、こうして回答が示す規範は、相談にも共有されている。

四十九歳の男性。十年前協議離婚して以来男手一つで必死に娘二人を育ててきました。「…」先日、小学生が殺人を犯す事件がありました。この子の家でも両親が離婚、母親は再婚していたとか。やはり父子家庭は、子どもにとってマイナ

スなのでしようか。(東京・M生)「一九八〇年三月二五日」

「…」夫とは見合いで一緒になったのですが、結婚して知ったのは、無類のギャンブル好きという事実でした。「…」気になるのは、もし離婚したら片親であるのが娘の将来にマインナスになるのではないかとということ。「…」(千葉・T子)「一九八一年三月二五日」

ただしこの種の規範は、一九八〇年代初頭の回答を皮切りに、現代では揺らぎつつある。近年では相談・回答双方で、「子のために離婚すべき」という新種の語りさえ出現しているのだ。

「…」両親そろった家庭だけが、望ましい幸福な家庭であるとする先入観を捨てざるを得ない時代が来ています。片親の家庭を惨めと思うイメージがあるなら、父子家庭にせよ、母子家庭にせよ、それはそれでよしとする家族観の転換が必要なのです。「…」(沢地久枝)「一九八〇年三月二五日」

子どもたちにとって、両親がそろって平和な家庭なら、こないことはありません。しかし、どちらかが死んだり、不幸にして離婚したりしても、その子どもたちがみな不幸になるとは限りません。お嬢さんの結婚まではと辛抱するより、お嬢さんのためにも、新しい人生を考えてはいかがですか。「…」(戸川エマ)「一九八一年三月二五日」

#### 4. 個人の心に寄り添う「人生案内」(一九九〇年代)

さらに現在は離婚の是非の判定を保留して個人の心を重視する回答が急増している。一九六〇年代まで二・三割だったが、九〇年代には五割、二〇〇〇年代には六割近くまで増加した。

「…」結婚三年目で夫の浮気が発覚し、「…」本気で離婚を考えています。ただ前に別居した時、経済的にも子供を育てることに大変な思いをしました。子供にその苦しみを味わわせることを思うと、決断がつきません。(静岡・W子)

「…」あなたがご主人と別れる決心がつかないのはそれだけでしょうか。もし、あなたの心のどこかに彼を捨て去れないものがあるなら、あなたは子供やお金のためではなく、あなた自身のために、彼ともう一度、やり直しをして生きてゆく努力をしたほうがよいのではありませんか。「…」(三枝佐枝子) [一九九七年三月七日]

「…」夫は独身時代から借金を抱え、私に隠れて貯金を返済にあてていました。「…」夫への愛情が冷めてしまった訳ではないので、離婚はしたくありません。でも借金返済に追われる生活はもうたくさんです。「…」(群馬・S子)

実家の母親は「もう帰って来い」といったそうですが、その判断はおそらく正しいだろうと思います。しかし、離婚するかどうかは、あなたが決めることで、当人以外は責任のとり

ようのない問題ともいえましよう。あなたは、夫への愛情が冷めてしまった訳ではないので離婚はしたくない、と言っているのですから、見守るほかないと思います。「…」(鍛冶千鶴子) [二〇〇二年三月二三日]

現在の「人生案内」に特に顕著なのは、このように、回答が相談に対して明確な批評を与えるよりも、個々人の気持ちや心を重視してそれに寄り添うという形が、極めて増えた点だろう。ただしそのような語りの場では、「社会」も「世間」も遠景に引いているように見えることは確かである。その結果として家族や親密圏がそれ自体で内閉し、外部が見えなくなっていくという点は、今に特有の問題なのかもしれない。

#### 注

(1) 具体的には、各年の「人生案内」から離婚の多い三月とその半年後の九月分を選出し(厚生労働省「人口動態統計」の月別離婚件数を参照)、そこからさらに子どもがいる離婚の語りを抽出した。対象資料の合計は八四二件。なお一九一四年は五月分と九月分を、一九四九年は一二月分のみを収集した。また補足資料として、一九五八年から毎年末に掲載されている回答者座談会も参照した。

(のだ・めぐみ／東京大学大学院総合文化研究科 博士課程)